受益者負担金制度について

下水道が供用開始されることにより、環境衛生が大きく向上し、また、土地の利便性・利用価値など資産価値が向上しますので、その受益に対して下水道事業の費用の一部を負担していただくのが、受益者負担金制度です。

下水道整備には、多額の公共投資を必要とし、この建設費は国県補助金、起債（借入）、町費で賄われていますが、下水道の必要な財源はおのずと限度があります。受益者負担金は、下水道事業の重要な財源の一つであり、皆様のご協力により初めて十分な事業を遂行できることになります。

受益者負担金は、土地の所有面積によって算出され、**一回限り**のものです。全額納付すると後は、徴収されません。

受益者（負担金を納めていただく人）とは

受益者負担金を納めていただく人は、下水道事業区域内の土地の所有者です。ただし、その土地に地上権・質権・使用貸借若しくは賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となることができます。

負担金の額は

市街化調整区域である「中部第２負担区」及び「深溝第２負担区」負担金の額は、一平方メートルあたり「４００円」です。

たとえば２００㎡（約６０坪）の土地を所有している場合の負担金額は、８０，０００円となります。

２００㎡×４００円＝ ８０，０００円